



特集・再犯防止

"**第二次再犯防止推進計画**"が令和5年3月に閣議決定されました。

令和5年度から9年度までの5年間です。

第一次計画では、「2年以内に再入所する割合を令和3年までに16%以下にする」という数値目標を達成することができましたと記載されています。

第二次計画では・就労・住居の確保等7つの重点課題が設定されています。

本人にとって「困っていること」を少しでも解決でき、「より良い生活」「安定した生活を送れる」ことを共に考えることが再犯防止につながり、又**新たな被害者を生まない**ためにも必要なことと思います。

(更生保護5月号より) 特集を是非読んでください

♡ 社会奉仕で再犯防止

再犯防止に保護司が果たす役割への期待は大きい (日本経済新聞6/20日(火)掲載より)



始良保護区保護司会では伊佐保護司会と合同で来年度再犯防止

シンポジウムを開催します。(鹿児島県総務部からの委託事業)

♡ 訃報のお知らせ

辻 二郎 様 (蒲生地区) が5月に亡くなられました。ご冥福をお祈り申し上げます。

第二期定例研修開催のお知らせ

日時 令和5年9月22日(金) 午後1時半から

テーマ 犯罪被害者の思いに応える更生保護

場所 国分総合福祉センター 3階

ホームページにも掲載していますので確認してください。

全員参加をお願いいたします。



サポートセンターだより

2024年1月17日

第 17 号

発行者

天野 フジ

保護司の皆様 2024年が始まりました。比較的暖かい日々ですがいかがお過ごしでしょうか？
巷ではインフルエンザ・コロナウイルス等継続して注意しなければならない状況です。体調には充分気をつけてご活躍ください。

☆ ご存知でしょうか？ 鹿児島保護観察所は移転いたしました。

住 所 (〒) 892-0816 鹿児島市山下町13番10号 鹿児島第3地方合同庁舎5階
電話番号 099-226-1556

研修会の開催についてお知らせ

2月17日(土) 1時30分～4時まで

会 場 更生保護サポートセンター (大会議室) ☎ 0995-45-4123

☆ 内 容

- ① 再犯防止シンポジウムについて
- ② 保護司が保有する個人情報の適正な取扱いについて
- ③ オンラインによる講演を開催します

駐車場はサポセン後ろの空き地を利用可 (シルバー人材センター横)

更生保護 11月号 特集 (子どもを取り巻く環境)

デジタル社会の未来を担う子どもたちを育む知恵……スマホやSNSのせいでトラブルや犯罪が起きる……
悪者扱いして遠ざけるよりも、賢く安全に上手に活用できる “未来の大人”を育みたい ♡
「デジタル技術の利用を通じて社会に積極的に参加する能力や行動規範」、すなわち「**デジタル・シティズンシップ**」をもつことが今私たちにもとめられています。保護司の皆さんが先んじて意識の切り替えを試みるというのはいかがでしょうか。

更生保護12月号 特集 (地域連携)

再犯を防ぐためには、地域で支える「**息の長い**」支援が必要です。息の長い支援の実現のためには、更生保護関係者が中心となって「**地域が連携する**」ことが重要です。

◎ 研修会には会員の皆様是非ご参加ください。

◎ 更生保護 11月号・12月号 熟読してみてください。

お願い

ホームページ用の情報、話題、写真等をお寄せ下さい。

また、ホームページの閲覧もお願いします。いろいろな写真をいつもアップしています。



会員の皆様、季節は夏へと向かっておりますがいかがお過ごしでしょうか。

2024年度の始まりに会長よりメッセージをいただきました。 ❀❀

🌸4月1日より新年度がスタート致しました。今年度は通常の事業、活動に加えて、兼ねてより周知して参りました **「再犯防止推進シンポジウム」**を11月に開催致します。

この事業は鹿児島県保護司会連合会が鹿児島県からの委託事業で、県の地域振興局単位で数年前から実施しております。2024年度は始良保護区と伊佐保護区が実施団体となります。……

皆様ご存知のことと思いますが、近年の犯罪情勢は平成14年に戦後最多に達した犯罪件数は、その後減少を続けてきましたが、令和4年から増加に転じています。そんな状況の中、**再犯率は刑法犯**

約50%、薬物犯罪約70%と高くなっています。再犯を防ぐには「**居場所**」と「**出番**」が大事だと言われています。居場所は住むところ、出番は働くこと、そして孤立させないことも重要です。

再犯防止推進シンポジウムが、保護司だけではなく関連団体、地域の皆様に再犯防止について考えて頂ける場所になればと思っています。今後も皆様のご理解とご協力をよろしくお願い致します。

2024年4月吉日 会長 前田 優子

新任保護司候補者内申期限等についてのお知らせ

委嘱発令の日	❀	内申書等の提出期限
令和 6年 10月 1日 (火)	❀	令和 6年 5月 31日 (金)
令和 7年 2月 1日 (土)	❀	令和 6年 9月 30日 (月)

* 年齢制限について

委嘱日現在66歳以下であること

【保護司候補者内申書】をより充実（空欄なく）記載願います。



2024年3月29日の ●毎日新聞 ●日本経済新聞 等に掲載されました。

保護司確保へ 兼業や年齢上限撤廃を盛り込んだ法務省検討会中間報告書を取りまとめました。

- ・「兼業」しやすい環境づくり
- ・インターンなどで公募制を試行
- ・上限年齢の撤廃と任期の見直し

一部ですが、会員の皆様はどのようにお考えでしょうか(・・?)